

名寄市 木造住宅の 耐震診断・耐震改修 補助制度のご案内

こちらのQRコードから名寄市
HPにアクセス可能です。



名寄市は、名寄市耐震改修促進計画に基づき市内にある木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を行う住宅に居住する所有者に対し、費用の一部を補助します。

※補助を受ける住宅、補助対象者には条件があります

※受付期間中であっても予算枠に達した場合は締切ります

(「耐震診断補助を受けるには?」「耐震改修補助を受けるには?」の対象建築物と補助条件参照)

昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅は、まず耐震診断を受け、地震に備えましょう!

■耐震診断・耐震改修を行いましょ



耐震診断とは?

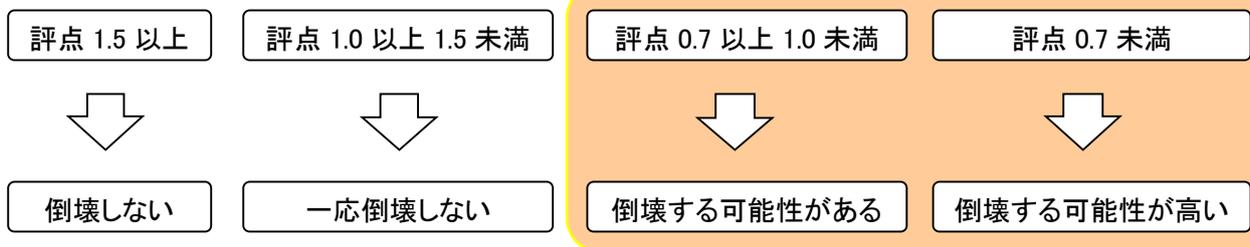
耐震診断とは、建物が地震に対してどの程度耐える能力を持っているかを耐震診断技術者※が調査・評価するもので、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものは、大地震時に倒壊する可能性があるといわれています。

※建築士の資格を有して北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断の区分で登録されている技術者

上部構造評点(木造住宅の場合):建物の耐震性能を評価するもので、数値で判定されます。

$$\text{上部構造評価} = \frac{\text{現に住宅が保有している耐力(保有耐力)}}{\text{大地震に対し住宅が求められる耐力(必要耐力)}}$$

耐震改修により建物の弱点を改善しましょう!



耐震改修とは?

耐震改修とは、耐震診断の結果、住宅の強度が不足する場合、地震に対する強度を高める耐震設計を行い、再診断を行って安全性を確認後、設計に基づき行う補強工事のことです。

耐震診断補助を受けるには？



制度の概要

受付期間：令和7年5月1日～令和7年9月30日

※ただし、完了報告書の提出は令和8年2月27日まで

補助対象

- 木造の住宅※で昭和56年5月31日以前に着工された地上2階建て、床面積が500㎡以下のもの。
※戸建て住宅の他、長屋、共同住宅、床面積の2分の1以上が居住の用の併用住宅を含む
- 補助対象住宅に固定資産税等の滞納がないこと
- 建築基準法その他関係法令に違反していないこと
- 補助対象住宅の所有者又は居住者(当該所有者の2親等以内)で市税の滞納がない市民
- 過去にこの補助制度の補助を受けていないこと

補助条件

- 耐震診断技術者※が行う一般診断法又は精密診断法による木造住宅の地震に対する安全性の診断
※建築士の資格を有して北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断の区分で登録されている技術者

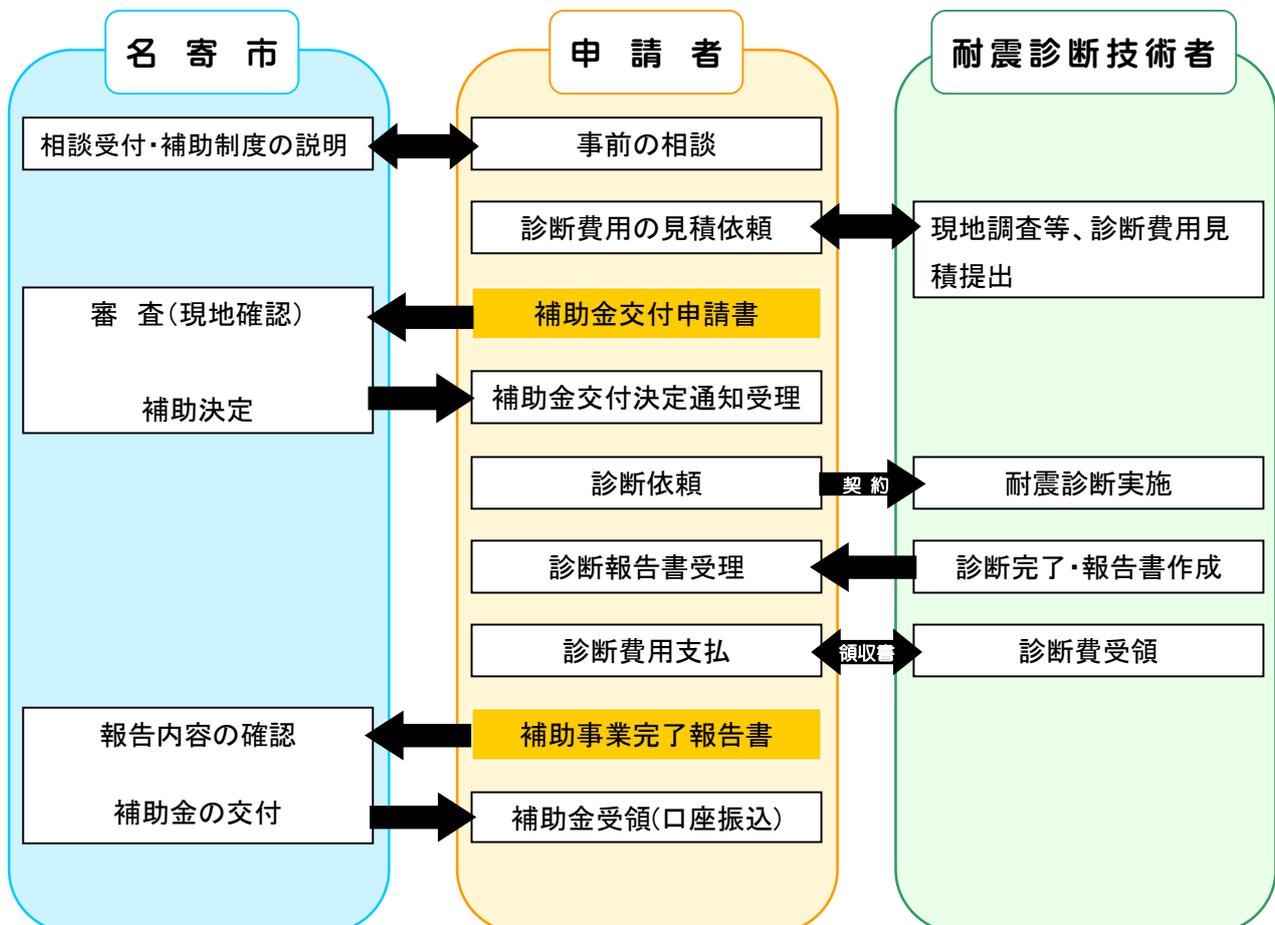
補助金の 交付額

- 5万円まで(診断費が5万円未満の場合はその額)
※1,000円未満は切り捨て

対象経費

- 耐震診断費用

耐震診断補助手続きの流れ



■耐震改修補助を受けるには？



制度の概要

受付期間：令和7年5月1日～令和7年9月30日

※ただし、完了報告書の提出は令和8年2月27日まで

補助対象

- 耐震診断補助対象となる建築物で、耐震診断の結果上部構造評点が1.0未満と診断されたもの

補助条件

- 耐震改修工事施工者*が行う上部構造評点を1.0以上とするために行う補強工事
- ※建設業法の許可を受けていて、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震改修の区分で登録されている技術者が所属しているもの

補助金の 交付額

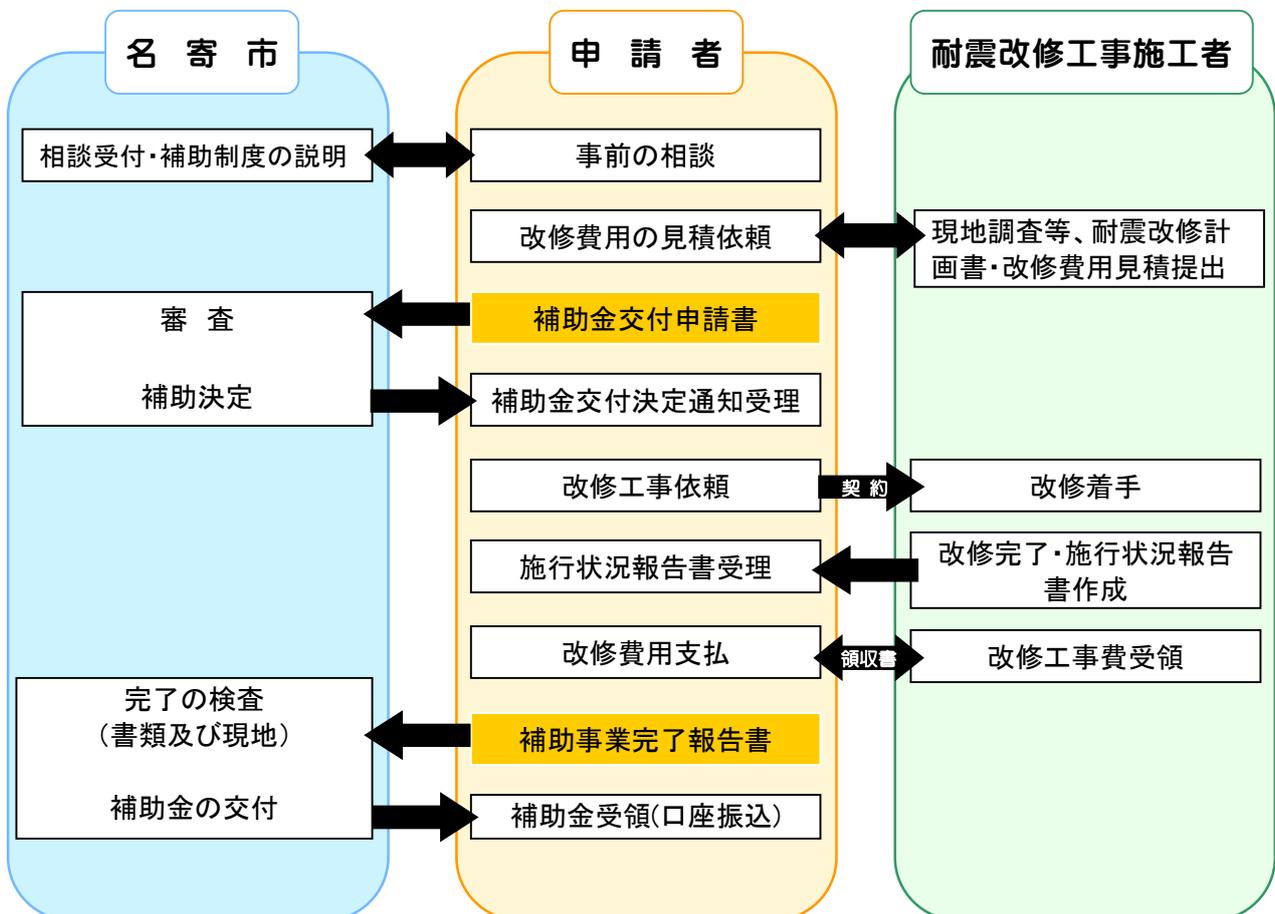
- 耐震改修工事費が20万円未満の場合 **その費用の全額**
- 耐震改修工事費が20万円以上、100万円未満の場合 **20万円**
- 耐震改修工事費が100万円以上、200万円未満の場合 **30万円**
- 耐震改修工事費が200万円以上の場合 **50万円**

※1,000円未満は切り捨て

対象経費

- 耐震改修工事及び現状復旧等に伴う工事に係る費用
(耐震改修に係る解体工事並びに外装、断熱材、内装等の復旧工事及び更新工事を含む)

耐震改修補助手続きの流れ

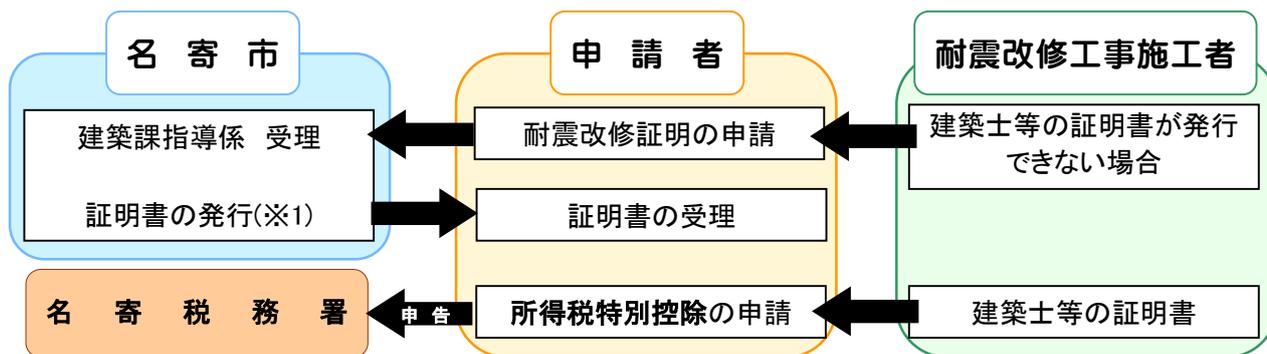


■耐震改修に関する税制について



所得税額の特別控除と手続きの流れ

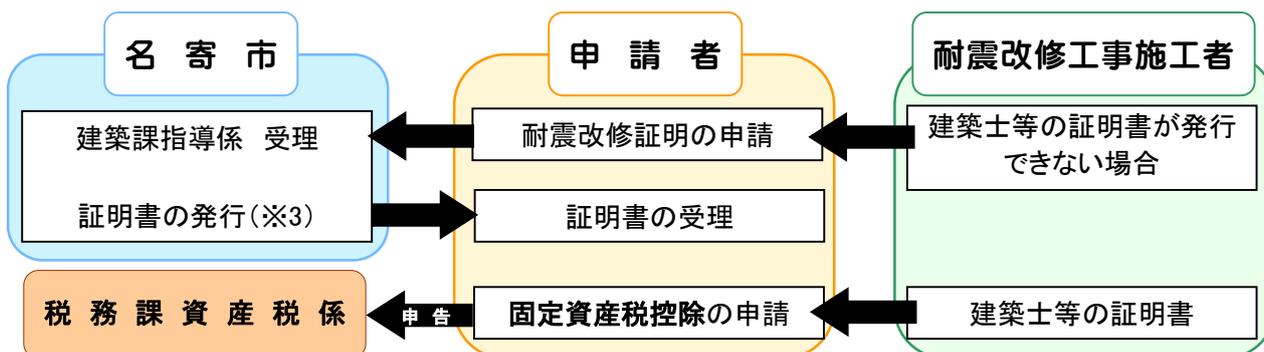
名寄市内で、個人が平成26年4月1日から令和8年12月31日までの間に、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の耐震基準)により建築された住宅(昭和56年6月1日以降に増築した住宅については除く)の耐震改修を行った場合には、耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額(補助金の交付を受けた場合は補助金の額を控除)の10%相当(25万円を上限)を所得税額から特別控除を受けることができます。



※1 市の補助制度を活用しかつ建築士等が証明書を発行できない場合に証明書の交付をします。
※所得税の特別控除の詳細については、名寄税務署 01654-2-2157(西1北1)にお問い合わせください。

固定資産税の減額措置と手続きの流れ

名寄市内で、平成25年1月1日から令和8年3月31日までの間に昭和57年1月1日以前から所在する住宅で現行の耐震基準に適合する改修費用が50万円超の耐震改修を行った場合、固定資産税が1戸当たり120㎡相当分を上限として、翌年度1年分(※1)の固定資産税が2分の1(※2)減額されます。(都市計画税は控除されません)



※1 耐震改修の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合、2年度分になります。
※2 平成29年4月1日以降に耐震改修が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、3分の2が減額されます。
※3 市の補助制度を活用し、かつ建築士等が証明書を発行できない場合に証明書の交付をします。
※固定資産税の減額措置の詳細については、税務課資産税係(名寄庁舎2階窓口)にてお問い合わせください。

問合せ先：名寄市役所建設水道部建築課指導係
〒098-0507 名寄市風連町西町196-1
TEL：01655-3-2511(内2226) FAX：01655-3-3450